

# 就労継続支援B型事業所の訪問相談支援事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は京都市内における指定就労継続支援B型事業所(以下「B型事業所」という。)の適正運営及び利用者支援の質の向上のために、「就労継続支援B型事業所の訪問相談支援事業」を実施し、その実施に関し必要な事項を定める。

## (実施内容)

第2条 この事業は、市内のB型事業所に対して、事業所に直接訪問のうえ、利用者支援や運営・請求事務に関する困りごと等の相談に対する助言・指導等を行うものとする。

## (訪問事業所)

第3条 訪問する事業所については、京都市が選定のうえ、対象の事業所から同意を得て訪問相談を実施する。

2 訪問に対する同意を得た事業所に対しては、訪問前に京都市から実施内容を通知する。

## (実施方法)

第4条 事業所への訪問には、B型事業所の運営経験や利用者支援に関する専門的な知識等を豊富に有する者(以下「B型事業運営アドバイザー」という。)に対して、京都市から同行を依頼するものとする。

2 B型事業運営アドバイザーは、京都市職員に同行し、必要に応じて、事業所に対する質問及び事業所からの相談に対する助言、指導その他の援助を行うものとする。

3 B型事業運営アドバイザーは、B型事業所の運営に関し高度な知見又は豊富な経験を有すると市長が認めた者とする。

## (報告)

第5条 B型事業運営アドバイザーは、必要に応じて、京都市に対して、次の各号に掲げる内容の報告を行うものとする。

- (1) 事業所からの相談内容、相談内容に対する助言及び指導の内容
- (2) 法解釈等の京都市から回答すべき質問の内容
- (3) 利用者支援に関する好事例、他の事業所の模範となる取組その他参考とすべき事項
- (4) 不正及び虐待が疑われる情報

## (謝礼)

第6条 B型事業運営アドバイザーの謝礼は以下のとおりとする。

訪問への同行1回につき：10,000円(所得税及び復興特別所得税を含む。)

## (守秘義務等)

第7条 B型事業運営アドバイザーは、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本事業に関し、職務上知り得た個人情報等を漏らすこと
- (2) 本事業に関し、訪問した事業所から、金銭等を受け取ること
- (3) 訪問した事業所に対し、自らが所属する任意団体への加入の勧誘を行うこと
- (4) 本事業に関し、B型事業運営アドバイザー自身もしくはB型事業所運営アドバイザーが勤務する事業所への利益につながる営業活動等を実施すること
- (5) その他、B型事業運営アドバイザーとして市民等の信用を失墜する行為を行うこと

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。